

令和6年10月分から 児童手当制度が大きく変わります！



こども未来課 ☎ 65-1242

制度改正の内容

- ①支給対象期間が高校生年代まで延長されます
- ②所得制限が撤廃されます
- ③第3子加算の支給額・カウント方法が変わります
- ④児童手当の支給月が年3回から年6回に変わります

制度内容の比較

	改正前 (令和6年9月分まで)	改正後 (令和6年10月分から)
支給対象	中学生 (15歳到達後の最初の年度末まで)	高校生年代 (18歳到達後の最初の年度末まで)
所得制限	あり(生計主の所得により5,000円または0円〈資格消滅〉)	なし
手当月額	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満：月15,000円 ・3歳～小学校修了まで 第1子・第2子：月10,000円 第3子以降：月15,000円 ・中学生：月10,000円 ※児童を養育している人の所得が所得「制限」限度額以上、所得「上限」限度額未満の場合は、特例給付として月5,000円を支給。	<ul style="list-style-type: none"> ・3歳未満 第1子・第2子：月15,000円 第3子以降：月30,000円 ・3歳～18歳到達後の最初の年度末まで 第1子・第2子：月10,000円 第3子以降：月30,000円 ※特例給付は無くなり、受給者全員が上記の支給額に。
第3子以降の算定対象	18歳到達後の最初の年度末まで	22歳到達後の最初の年度末まで ※親などに経済的負担がある場合
支給月	2月、6月、10月(年3回) ※各前月までの4カ月分を支給	偶数月(年6回) ※各前月までの2カ月分を支給 ※改正後初回支給は12月10日予定

★本市から児童手当を支給している世帯、左記以外で本市に住民票がある18歳以下のお子さんのいる世帯に書類を送付します(世帯主宛)。

★各世帯の状況によって、「手続きが必要な場合と不要な場合」「申請者が世帯主本人の場合や世帯主以外の場合」また「手続き先が本市の場合とそうでない場合」など多岐に分かれます。世帯状況に当てはまるものを確認し、手続きが必要な人は書類の提出をお願いします。

こどものむし歯予防教室

歯科健診、フッ化物塗布、歯みがき指導を受けてみませんか？

対 おおむね1歳9カ月～3歳未満
※1人1回限り(要予約)

日 9月12日(木) 13:00～14:30

定 36人

場・申・問 保健センター

☎ 35-1070

※母子健康手帳、タオルを持参してください。



東予わくわくフェス2024

完全体験型フェスを開催します。キッチンカーが15台集まるほか、ワークショップが10種類以上開催され、ステージではライブやダンスパフォーマンスがあるなど丸1日遊んでいられるイベントです。日本初のキッチンカーパレードや市内企業の協力のもと、キッズニアのような子どもがわくわく働くことを体験できるブースもあります。

日 9月29日(日) 10:00～16:00

場 山根公園 **¥** 無料

問 東予わくわくフェス

実行委員会

☎ 090-8346-1521 (高田)

担 こども未来課 ☎ 65-1242



親子ものづくり教室

プログラミング講座～ゲームを作ろう～

講師：先山卓朗(新居浜工業高等専門学校 電気情報工学科)

対 市内在住の小学4～6年生とその保護者

日 10月5日(土) 10:00～11:30

(9:30～受付開始)

場 新居浜工業高等専門学校

定 小学生と保護者で30人

¥ 無料

申 9月5日(木)9:00から電話で申し込み(日祝除く)

問 市民文化センター

☎ 33-2180

